

## 子の看護休暇・介護休暇が 時間単位での取得ができるようになります！

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、すべての労働者が子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります（令和3年1月1日施行）。

### 改正前

- ・ 半日単位での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は半日単位で取得できない。

### 改正後

- ・ 時間単位での取得が可能。
- ・ 全ての労働者が取得できる。

- 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。
- 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合い、時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮が必要です。

## ご存じですか？ 「無期転換ルール」

同一の使用人との間で締結された有期労働契約の契約期間が通算で5年を超えて反復更新された場合、その労働者が、現に締結している有期労働契約の期間が満了する日までの間に、期間の定めのない労働契約の締結（無期労働契約）の申込みをしたときは、使用者は承諾したものとみなされ、現に締結している有期労働契約の期間満了日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます（※）【労働契約法第18条】。

（※）平成25年4月1日以降に開始された有期労働契約が対象です。

詳しい情報は

厚生労働省の「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」（<https://muki.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

（参考）大阪労働局雇用環境・均等部 指導課

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階

電話 06-6949-6494



## 相談窓口

働くことに関する  
相談窓口っていろいろあるのね！  
利用してみよう！



①どこに何を聞いていいかわからない時、全体的に質問したい時は、p20 へ！

②どの問題かはっきりしており、細かな手続きや詳細を確認したい時は、下記の機関へ。

- 職場のハラスメント、均等法、パートタイム・有期雇用労働法、育児法に関すること  
☞ 大阪労働局雇用環境・均等部指導課 TEL 06-6941-8940
  - 賃金未払について申告したい（指導してほしい）
  - 労働時間や就業規則について、  
労基法違反でないか知りたい（指導してほしい） } ☞ 労働基準監督署（※）
  - 労働者派遣法に関すること ☞ 大阪労働局需給調整事業部 TEL 06-4790-6319
  - 社会保険に関すること
    - a 労災保険 ☞ 労働基準監督署（※）
    - （保険料・各種給付など） b 雇用保険 ☞ ハローワーク（※）
    - c 健康保険（加入など）、厚生年金 ☞ 年金事務所（※）
- （注）健康保険の給付などについては全国健康保険協会（協会けんぽ）各支部へ（健康保険組合の窓口は各健康保険組合へ）。

③再就職検討中などの場合

- 「働きたい！」と思っている方のためにさまざまなサポートをご用意しています。
  - ・OSAKA しごとフィールド TEL 06-4794-9198 <https://shigotofield.jp/>  
就職活動の進め方や、仕事と子育ての両立方法、保育所探しのアドバイスなど、  
どんなことでもお気軽にご相談ください。  
就職活動時は無料で一時保育サービスをご利用いただけます。（要事前予約）
- 求人情報の提供、仕事探しに関する相談など
  - ・ハローワーク（※） <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/>
  - ・マザーズハローワーク・コーナー（※）  
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/kanren/mothers.html>  
仕事と子育ての両立を目指す方々への就職支援を行うため、府内10か所に設置しています。

④女性相談（総合相談）

- 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）サポートカウンセリングルーム  
電話相談 TEL 06-6937-7800 面接相談（要予約）TEL 06-6910-8588  
<http://www.dawncenter.jp/jigyo/support.html>

（※）職場やお住まいの住所などによって、担当が違いますので、各ホームページをご覧ください。

一人で悩まず、困った時は  
私たちに相談を！

